

社会福祉法人 ^{鳥取県} 済生会支部埼玉県済生会加須病院			
文書名	院内感染防止対策マニュアルF-2：針刺し防止対策の実際		
文書番号	感対-共手-マニュアルF-2-1-220601	ページ	1 / 2

F-2：針刺し防止対策の実際

<スタンダードプリコーションの実際>

①手袋の着用

- ・血液・体液は感染性があるものとして扱います。採血・血管確保・抜針時など、血液・体液等に触れる可能性がある時にはディスポーザブル手袋の着用が必要です。
- ・手袋を着用していれば、針刺しが起こってしまった場合でも、曝露血液量を減らすことができるため有用です。

②ゴーグル・マスクの着用

- ・ハイリスク領域である手術室や救急救命室で業務をする場合、あるいは飛沫が顔にかかる恐れのある処置を行う場合は、目・鼻・口の粘膜を保護するために防護具を使用し、血液や体液による粘膜曝露を予防することが必要です。

<工学的管理>

①廃棄容器の設置

- ・針刺しを予防するためには、針を使用した時点で廃棄することが重要です。
- ・病室内に廃棄容器の設置がない場合、針を使用する時には携帯用の廃棄容器を持参するようにしましょう。
- ・やむを得ず、一時的に膿盆などに入れる場合は、廃棄時には鑷子などを用いて針捨て容器に廃棄するようにしましょう。針などの鋭利器材と他のゴミなどを一次的であっても膿盆などと一緒に入れることはやめましょう。
- ・廃棄用器は一杯になってから捨てるのではなく、7～8割入った時点で捨てるようにしましょう。



②安全器材の使用

- ・静脈留置針や翼状針はセイフティ機能のついたものを使用し、安全機構を作動させましょう。
- ・縫合針は針カウンターを使用し、カウンターに針を収納しましょう。

文書名	院内感染防止対策マニュアルF-2：針刺し防止対策の実際		
文書番号	感対-共手-マニュアルF-2-1-220601	ページ	2 / 2

<作業管理>

- ・日本ではリキャップ時に多くの針刺しが起きています。
- ・使用後の針のリキャップは原則禁止です。
- ・もし針を使用した時点で、側に廃棄容器がない場合には、

スクープ法を用いてリキャップを行いますが(図1)、
両手でのリキャップは決して行わないでください。

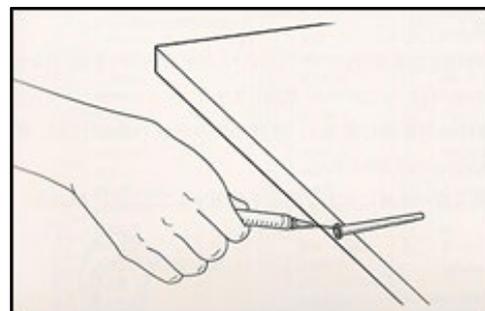


図1 スクープ法の実施

リキャップ厳禁!!